

Title	中小企業における知的財産管理の現状と課題
Author(s)	加藤, 浩
Citation	年次学術大会講演要旨集, 27: 945-948
Issue Date	2012-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/11176
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

中小企業における知的財産管理の現状と課題

○加藤浩（日本大学大学院）

1. はじめに

中小企業は、日本の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たしているが、最近では、開発した技術やデザインを知的財産権として保護・活用し、海外市場において大手企業とも対等に取り扱うなど、戦略的に事業を展開してきている。

本稿では、中小企業に対する最近のヒアリング結果を分析し、中小企業における知的財産管理の現状と課題について考察を行った。ヒアリングのデータとしては、特許庁「知的財産権活用企業事例集 2011」（2011 年 12 月）を分析対象とした。

2. 中小企業における知的財産管理

ここでは、中小企業における知的財産管理の成功要因について、中小企業の事例を紹介しつつ、以下の 8 つの観点に分類して分析した。また、分析結果に基づいて、中小企業の知的財産管理の現状と課題について検討した。

(1) 外国出願

中小企業 50 社の内、19 社が「外国出願」を成功要因として回答している。外国出願を行うためには、そのためのコストと労力（専門性）が必要であるが、最近では、中小企業においても外国出願の重要性が認識される中、外国出願によって経営の向上を図る中小企業も目立ちつつある。

外国出願を行う目的の一つは、ビジネスのグローバル化である。とくに、米国をターゲットとして、新たなビジネスの展開を目指しているところがある。

『グローバル化への体制強化に向け、初の海外拠点を世界の大手製薬メーカーが集中する米国東海岸に置き、海外展開や新技術情報の取得も積極的に行っている。』（A 社：徳島県）

また、外国出願を行う目的として、アジアを中心とする知的財産権侵害への対応を回答する中小企業もある。とくに、中国に特許出願を行うことにより、模倣品対策を行う中小企業がある。

『当初の売上は好調で 2 百店舗まで出店したが、やがて安価なコピー商品が出回りはじめ、現在では無視できない状況になってきた。中国における知的財産権の重要性を認識した同社では、知的財産権の取得と模倣品対策の取組みを本格的に開始しているところである。』（B 社：宮城県）

(2) 共同研究

中小企業 50 社の内、20 社が「共同研究」を成功要因として回答している。共同研究は、社外の技術を活用できる点で、中小企業にとって有効な手法であり、中小企業において、共同研究の重要性の認識は高まっているものと考えられる。

『この技術シーズを表面処理技術に活用できないかという相談をきっかけに、研究室の学生を採用する人材交流に進み、次第に研究室と交流を深めていく。技術シーズの研究を専攻した卒業生を次々に採用した結果、大学と共同研究や公設試と交流が活発となり、同社の表面処理の技術力は着実に向上し、小さいながらも魅力ある企業へと成長していった。』（C 社：岩手県）

最近では、共同研究の方向性として、新たな技術開発に向けるという目的だけでなく、製品のエビデンスを確立することにより、マーケティングに活用する事例も見られる。

『同社では、マーケティングのツール構築にも力を注いでいる。島根大学、県水産技術センターと共同研究、更には大手製薬メーカー等の確認試験等による科学的な根拠（エビデンス）の確立に努めている。』（D 社：島根県）

『これまで、海外 50、国内 50 もの大学や医療機関と共同研究し、基礎研究や臨床試験等が行われている。海外では気候風土や食文化が異なるため、その国の課題となる疾病に対して試験を行い、エビデンスを明確にして商品の売込方法を考える。』（E 社：北海道）

（３）ライセンス

中小企業 50 社の内、14 社が「ライセンス」を成功要因として回答している。ライセンスは、中小企業にとって、新たなビジネスチャンスをもたらすものであり、ライセンスの重要性への認識は高い。

『特許でガードされた提案であれば、顧客と対等な立場で商談が可能となる。研究開発型企業のビジネス交渉の第一歩として、特許は重要な役割を果たしている。また、その価値を認めてもらえれば、価格面でも主張することができ、特許には金銭的なメリットを生み出す力がある。』（F 社：岩手県）

ライセンスの目的として、製品の安定供給や製造コストの削減など、製造ラインの観点からライセンスを行う中小企業もある。

『同社が保有する特許権は、国内外の企業にライセンス供与している。これは、特許権のライセンス料で高い利益を得るためではなく、供給不足や当社工場地域での大災害に備えて製品を安定供給できるよう、製造拠点の分散を目的にしている。』（G 社：香川県）

『韓国で特許が成立したところ、韓国メーカーからライセンスの申込みがあった。そこで、韓国における専用実施権を設定するとともに、この韓国メーカーに製造を委託し国内販売製品のコストダウンを図ることにした。』（H 社：福島県）

（４）模倣・侵害

中小企業 50 社の内、12 社が「模倣・侵害」を成功要因として回答している。模倣品対策としては、中小企業の場合、意匠権を取得することにより模倣品の発生を防ぐところがある。

『これまで、特許を中心に権利化してきたが、数年前のグッドデザイン賞受賞前後から、国内で意匠の模倣品が流通するようになってきた。・・・このようなことを踏まえ、特許に加えて意匠の権利化にも力を入れることにした。意匠登録後は、営業担当からの模倣報告がなくなるなど、国内の模倣品排除に一定の効果があった。』（I 社：広島県）

実際に模倣品が発生してしまった場合には、その対策には多大な経費や労力が必要となるが、中小企業同士が連携して対策を行って解決に至った事例もある。

『過去に、中国において特許製品を納入している取引先が権利侵害で提訴されたことがあったが、権利者である同社がサポートしたことにより無事解決した。特許は、日系進出企業をサポートする武器となり、取引先との信頼関係を強固にすることにも役立っている。』（J 社：青森県）

（５）特許情報

中小企業 50 社の内、11 社が「特許情報」を成功要因として回答している。特許情報のツールとしては、特許庁が提供する特許電子図書館（IPDL）が有効活用されているものと考えられる。

『LED 電球への参入に当たっては、特許情報を有効に活用して新たな商品開発に役立てている。特許をすべて調査することにより、権利化されているもの、公知技術として開発に利用できるものが整理・把握できることから、特許情報の活用は開発の第一歩となる。』（K 社：宮城県）

また、特許情報を利用して分析を行うことにより、特許マップを作成して活用している事例もある。

『技術者から開発テーマを聞き出して、先行技術調査結果を提供する。また、他社を含めた全体的な開発動向を技術者に知ってもらうため、独自の製品別特許マップを作成し、イントラネットで共有する。』(L社：岡山県)

(6) 出願の工夫

中小企業50社の内、15社が「出願の工夫」を成功要因として回答している。工夫の仕方としては、特許権だけでなく、実用新案権や意匠権などの複数の知的財産権を取得する試みがなされている。

『一つ一つの出願には、戦略を持ちながら対応する。特許、実用新案及び意匠をミックスして権利化を考える。出願公開されると公知となり、後の出願に影響を与えることから、公開前に改良案を出し続けて発明の完成度を高めていく。』(M社：北海道)

その他、工夫の仕方としては、国内優先権制度の活用や、ノウハウ管理との調整が図られている。とくに、ノウハウ管理は、出願コストや公開リスクを回避することができるため、今後とも、中小企業にとって、有効に活用されることが期待されている。

『時間的余裕がないので、とりあえず実施例ベースで出願して優先日を確保するようアドバイスし、引き続き権利化まで支援を行うことにした。その後も改良を続けては出願し公表するというパターンを繰り返す。完成度が高まった段階で、特許事務所に原理的な観点から特許のとりまとめを依頼して、国内優先権を利用して出願を1本化し特許を取得した。』(N社：福島県)

『製法特許は独自の製法を開示することになるので、ノウハウで秘匿することになっている。特許を出願する場合は、製品を見ればその製法を検証できるものに限定している。検証不能なものについては、特許侵害の発見が困難なことから、特許を出願しない方針である。』(O社：福島県)

(7) 知財教育

中小企業50社の内、8社が「知財教育」を成功要因として回答している。中小企業において、知的財産の重要性の認識が高まる中、知財教育にも熱心なところが目立ちつつある。

『大手企業の技術部OBである大西技術顧問を迎え入れ、特許の基本的な仕組みや社内特許技術研修を実施している。自社の技術力を知ることは、特に他社の動向を調査する営業部員に必要なことであるとして、社員に対する知財教育に力を入れている。』(P社：愛媛県)

知財教育の方法としては、公的機関から提供される情報提供の機会が有効活用されている。今後とも、知財教育において、公的機関によるサポートが期待される。

『そのころ山形県企業振興公社が特許の勉強会として「開発システム研究会」を立ち上げ、長期間、宮城県出身の弁理士が講師を行い、実務的な知識の習得の場として大いに役立った。』(Q社：山形県)

(8) 社内体制

中小企業50社の内、17社が「社内体制」を成功要因として回答している。経営者が知的財産の重要性を認識し、社会体制を整備する事例があり、知財部門、事業部門、研究部門の三位一体が実現している。

『経営トップの方針で研究開発部内にあった知財管理部門を「知財・法務部」として独立化し、知財管理体制を確立させた。知財管理部門の格上げにより、他部署との連携をより強力にするとともに、事業・研究開発・知財戦略を三位一体で推進している。』(R社：徳島県)

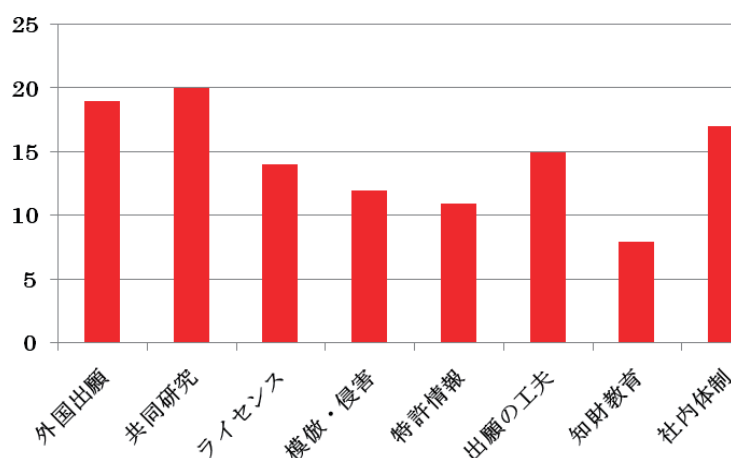
『知的財産権については、管理本部の中に配置した専任の知財担当者が、全社的に管理を行う。知財担当者は、事業内容や市場が全く異なる4つの事業を統括的に管理しながら、出願業務のほか開発者に対

する特許情報の提供などサポートを行っている。』(S社：広島県)

また、ノウハウを管理するために社内体制を整備している事例もある。発明をノウハウとして保護する手法は、中小企業にとって重要な選択肢であることから、秘密情報の管理体制は、中小企業において、今後とも重要な課題であると考えられる。

『技術情報の安全管理を徹底し、設計図やソフトウェアが入ったサーバは毎日バックアップをとり、1週間ごとに銀行の貸金庫に移管する。また、情報管理も徹底し、顧客情報や設計図面、ソフトウェアは、社外に持ち出すことができない管理体制を構築している。』(T社：福岡県)

『ノウハウ管理の方法も、膨大な量の実施記録を取り、それに確定日付印を研究者が毎日レポートに取っている。証明は公証人役場を利用しており、費用は高いが確実に証拠を残す努力をしている。』(U社：福島県)



【中小企業へのヒアリングの回答数】

3. 考察

本稿では、中小企業の知的財産管理の現状として、8つの観点から中小企業の知的財産管理の現状と課題について検討した。

最近では、外国出願を成功要因として考えている中小企業があり、知的財産権のグローバル化が進む中、外国出願の重要性の認識が高まっているものと考えられる。また、中小企業において、共同研究やライセンスの重要性への認識は高く、社外のリソースを有効に活用できる点で、中小企業にとってメリットが大きいものと考えられる。

模倣・侵害については、その対策にコストや労力が必要であり、中小企業にとって、実際には頭の痛い問題であると考えられるが、意匠出願の活用や中小企業同士の協力などの取り組みがなされている。

特許情報の活用や出願の工夫は、中小企業において、いろいろな取り組みがなされており、特許情報のツールとして、特許庁が提供する特許電子図書館 (IPDL) が有効活用されているものと考えられる。出願の工夫の仕方としては、特許権だけでなく、実用新案権や意匠権などの複数の知的財産権を取得する試みなどがなされている。

中小企業において、知的財産の重要性の認識が高まる中、知財教育にも熱心なところが目立ちつつある。今後とも、知財教育において、公的機関によるサポートが期待される。また、経営者が知的財産の重要性を認識し、社会体制を整備する事例があり、知財部門、事業部門、研究部門の三位一体が実現している。今後の知的財産戦略の発展に期待したい。

<参考文献>

1. 特許庁「知的財産権活用企業事例集 2011」(2011年12月)
2. 特許庁「特許行政年次報告書 2012」(2012年8月)